

# 訓 令

## 埼玉県訓令第20号

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県公用車管理規程（昭和五十六年埼玉県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

「 出 納 総 務 課 長 様 次 の と お り 使 用 し た い の  
課 (所) 長 申 請 し ま す 。  
乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 希 望 車 種 」

様式第四号（一）中

「 出 納 総 務 課 長 様 次  
出 納 総 務 課 (所) 長 申 請  
乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 希 望 車 種 」

出納総務課長	担当者	担当者	担当者	担当者	担当者
出納総務課	担当者	担当者	担当者	担当者	担当者

のとおりに使用したいので  
します。

に改める。

「 次 の と お り 報 告 し ま す 。  
課 (所)  
乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 使 用 車 種 」

様式第四号（四）中

「 次 の と お り 報 告 し ま す 。  
課 (所)  
乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 使 用 車 種 」

出納総務課長	担当者	担当者	担当者	担当者	担当者
出納総務課	担当者	担当者	担当者	担当者	担当者

「  
に改める。」

様式第六号（一）の注3中「記入し、検印を受ける」を「記入する」に改める。

「 点 検 者  
印 」

「 点 検 者  
印 」

様式中  

車両監督 取扱者印	要 摘
--------------	--------

を  

車両監督 取扱者	要 摘
-------------	--------

に改める。」

様式第六号 (二) の注3中「記入し、検印を受ける」を「記入する」に改め、

様式中  

点検者印	車両監督 取扱者印	要 摘
------	--------------	--------

を  

点検者	車両監督 取扱者	要 摘
-----	-------------	--------

に改める。」

様式第六号 (三) の注3中「記入し、検印を受ける」を「記入する」に改め、

様式中  

点検者印	車両監督 取扱者印	要 摘
------	--------------	--------

を  

点検者	車両監督 取扱者	要 摘
-----	-------------	--------

に改める。」

様式第八号中「確認印」を「確認者」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県公用車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。